

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 22.5.14 第 174 回国会第 20 号

5 月 14 日（金）第 20 回の委員会が開かれました。

1 藤村委員長から発言がありました。

2 児童扶養手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第 29 号）

- ・長妻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・長妻厚生労働大臣、渡辺総務副大臣、中川文部科学副大臣、細川厚生労働副大臣、長浜厚生労働副大臣、泉内閣府大臣政務官、山井厚生労働大臣政務官、長安国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

室井 秀子君（民主）

- ・一人親世帯の相対的貧困率が OECD 加盟 30 か国中ワースト 1 となっていることについて、政府としてどのような対応をとっていくのか厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・父子世帯と母子世帯では公的支援や遺族基礎年金支給等において大きな格差がある。父子世帯も母子世帯と同様の支援を行うとともに、年金支給の在り方を見直すべきではないか。
- ・少年犯罪は母子家庭よりも父子家庭の子の犯罪発生率が高くなっており、父子家庭の子を犯罪に走らせないためにも政治主導で問題の解決に当たる必要があるのではないか。厚生労働大臣の見解を伺いたい。

阿部 知子君（社民）

- ・行政機関等における母子家庭の母の雇用促進の取組実績は低調であることから、更に取組を進めるべきではないか。
- ・女性保護施設に入所している女性に同伴している児童について学校中断などの就学状況をはじめ、実態をきちんと把握し、児童の権利条約のフォローが求められていることも踏まえて必要な対応を行っていく必要があるのではないか。
- ・父子家庭の支援に資するトワイライトステイの実施箇所数は非常に少ないことから公的な施設だけでなく民間を活用する等柔軟に対応することにより幅広く実施する必要があるのではないか。

馳 浩君（自民）

- ・政府の障がい者制度改革推進本部の名称に用いられている「がい」を「碍」とし、社会環境の不備や社会の偏見をなくしていくための施策を強力に推進していくのだと

いう決意表明をすべきではないか。

- ・所得制限のある児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることになるが、児童扶養手当法と生活保護法の趣旨にはどのような違いがあるのか。また、子ども手当と児童扶養手当については、子育て家庭の経済的負担の軽減という観点は同じであるが、両者の根本的な違いは何か。
- ・今回の法改正は、慎重に検討すべき課題が多いと政権交代前に厚生労働省が認めていたが、本法律案の提出に当たって既存の政策体系との整合性、生活保護制度の問題等についてどのような検討が行われたのか。
- ・民主党マニフェストに明記されていた「5 年以上の受給者等を対象に行っている児童扶養手当の減額制度を廃止する」ことが本法律案に盛り込まれなかった理由は何か。
- ・現在、離婚後の共同親権の法制化や親権・監護権のない親からの子どもの面会交流を求める運動が行われているが、その必要性に関する厚生労働大臣の見解を伺いたい。

大村 秀章君（自民）

- ・B 型肝炎訴訟の札幌地裁からの和解勧告に対して、本日、国が和解協議に入ることを正式に表明したと承知しているが、原告団に示した具体的な内容を伺いたい。また、和解に向けた論点や和解の時期を明らかにすべきではないか。
- ・平成 20 年 3 月に失効した母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法によって母子家庭の母の就業に関する実績が相当上がったことやそのニーズを踏まえ、この特別措置法を復活させるべきではないか。
- ・母子家庭の母の常用雇用化を進めることが重要と考えるが、厚生労働省の取組を伺いたい。また、そのためには企業における母子家庭の母の採用について、数値目標を定めることを検討すべきではないか。

加藤 勝 信君（自民）

- ・内閣府の「インターネットによる子育て費用に関する調査」は昨年11月に実施されたにもかかわらず、結果公表が4月下旬となったのは何故か。子ども手当の半分近くが貯蓄に回るとの結果と7割が消費に回るとする政府の説明の食い違いについての見解を伺いたい。
- ・厚生労働省のホームページに掲載されている「子ども手当について一問一答」では、「母国で50人の孤児と養子縁組を行った外国人については、支給要件を満たしません」としているが、一人一人について生計同一・監護の要件を確認せず50人という人数だけで支給要件を満たさないとするのは不当ではないか。
- ・今回の児童扶養手当法の改正は暫定的なものであり、今後制度全体を見直す必要があると考えているのか、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

古屋 範 子君（公明）

- ・ドクターヘリの運行費用を十分に賄えるよう更なる財政的な支援が必要と考えるが、いかがか。
- ・配偶者からの暴力等の原因で父母が事実上離婚状態にある児童についても児童扶養手当が支給されるよう法改正あるいは政令改正をすべきではないか。

- ・児童を養育している祖父母が老齢年金を受給していると児童扶養手当が支給されない併給調整はどのような考え方によるものか。併給調整すべきではないのではないか。

高橋 千鶴子君（共産）

- ・児童扶養手当の受給開始後5年の一部支給停止措置のための確認作業は現況届だけでいいのではないか。そもそも当該規定を廃止すべきではないか。
- ・寡婦控除の充実など、ひとり親家庭に対する税制要望を厚生労働省は積極的に行うべきではないか。
- ・公平性確保の観点から、認可保育所だけでなく認可外保育施設の保育料への補助も行うべきではないか。

柿澤 末 途君（みんな）

- ・児童扶養手当は何のために支給されるのか。
- ・児童扶養手当の支給対象を父子家庭に広げる背景として全国母子世帯等調査の「父子家庭の困っていること」が家事から家計に変わったことを挙げているが、この調査が社会の実相を示したものとは言えないのではないか。
- ・現金給付による生活支援策を展開するのであれば、最低生活費を試算すべきではないか。その上で現金給付策全体を体系的に再構築すべきではないか。